

奈良県告示第三百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり特別保護地区を指定するので、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

一 特別保護地区の名称

立里荒神鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

立里荒神鳥獣保護区のうち荒神社周辺の社有地（別紙表示の区域）

三 特別保護地区の存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

2 指定目的

当該区域は、立里荒神鳥獣保護区の中でも特に老齢巨木、天然林及び白樺林と多彩な森林に恵まれており、ヨタカ、ジュウイチ等の野生鳥獣にとって格好の自然環境である。

このため、当該区域は立里荒神鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

野迫川村、鳥獣保護管理員及び一般社団法人奈良県猟友会野迫川支部の協力を得て違法捕獲防止に取り組む。

ニホンジカについては奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正生息数へ誘導するための施策を実施する。